

# 企画競争説明書

業務名称：フィリピン国パッシグ・マリキナ河川改修事業フェーズIV詳  
細設計【有償勘定技術支援】

案件番号：180513

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国パッシグ・マリキナ河川改修事業フェーズIV詳細設計【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款難型：

(○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2020年4月下旬

### 4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### （5）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 6 説明書に対する質問

（1）質問提出期限：2018年12月26日（水）12時

（2）提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（3）回答方法：2019年1月9日（水）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

### 7 プロポーザル等の提出

（1）提出期限：2019年1月18日（金）12時

（2）提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（3）提出先・場所：上記4. 窓口

（4）提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空費）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）
  - 現地再委託に係る経費

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) PHP 1 = 2.107050 円
- b) US\$ 1 = 112.201000 円
- c) EUR 1 = 127.778000 円

#### 5) その他留意事項

業務の一部において、業務実施契約に基づく報酬画定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払いを行うランプサム（一括総額請負）型を試行したいと考えており、プロポーザルにおいてその提案を求めます。詳細は別紙1をご参照ください。

#### 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任／河川計画
- b) 施設設計(河道計画)
- c) 施設設計(水門)

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 40.50 M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。  
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月22日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。  
なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点\*
  - ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)  
案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

#### （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

### 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。  
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
  2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- （○）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- （ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)）



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：河川改修にかかる各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。72よりラフサム型の式行

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

##### 【業務主任者（業務主任／河川計画）】

(業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと)

##### a) 類似業務の経験：河川計画にかかる各種業務

##### b) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験

##### c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### d) 業務主任者等としての経験

##### e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

##### f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 施設設計（河道計画）】

##### a) 類似業務の経験：洪水対策施設設計にかかる各種業務

##### b) 対象国又は同類似地域：評価せず

##### c) 語学力：語学評価せず

##### d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

##### e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 施設設計(水門)】

- a) 類似業務の経験：水門施設設計にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。
- 注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。
- 注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。
- 注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能ですが。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目指してください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

（○）プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：2019年1月24日(木) ~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町） 会議室

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所のJICA-Netの使用は認めません。

以上



プロポーザル評価表  
フィリピン国パッシグ・マリキナ河川改修事業フェーズIV詳細設計【有償勘定技術支援】

別紙

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(15.00)	
(1) 類似業務の経験	9.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	6.00	
2. 業務の実施方針等	(45.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	20.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	20.00	
(3) 要員計画等の妥当性	5.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(22.00)	
①業務主任者の経験・能力 業務主任／河川計画	(19.00)	( 7.60)
ア) 類似業務の経験	8.00	3.20
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	0.80
ウ) 語学力	4.00	1.60
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	1.60
オ) その他学位、資格等	1.00	0.40
②副業務主任者	( - )	( 7.60)
カ) 類似業務の経験	—	3.20
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	0.80
ク) 語学力	—	1.60
ケ) 業務主任者等としての経験	—	1.60
コ) その他学位、資格等	—	0.40
③体制、プレゼンテーション	( 3.00)	( 6.80)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	3.00	3.00
シ) 業務管理体制	—	3.80
(2) 業務従事者の経験・能力： 施設設計(河道計画)	( 8.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	1.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 施設設計(水門)	(10.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	1.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



別紙1：

＜業務の一部におけるランプサム（一括総額請負）型実施の試行に係る提案について＞

通常、コンサルタント等契約は、「コンサルタント等契約にかかる経理処理ガイドライン」5ページに記載の通り、契約金額を「業務の対価（報酬）(Remuneration)」と「直接経費（Reimbursable Items）」の2つに分類し、業務の対価については契約締結に際して単価を合意し、業務完了時に業務従事実績を確認の上、各費目の契約金額を上限に支払額を確定するとともに、「直接経費」については「精算」を行い、直接経費の契約金額を上限に支払額を確定する「Time-based Contract」の制度を準用した方式をとっています。

本案件において、より効率的・経済的な業務実施や契約管理の合理化の観点から、業務内容や必要経費が、事前に相当程度確定している業務を対象に、ランプサム（一括総額請負）型を試行的に適用することとします。ランプサム（一括総額請負）型適用業務については、当該業務の成果品完成に対して、確定額の支払いを行うこととなり、当該業務に係る報酬及び直接経費にかかる精算は不要となります。

コンサルタントは、「第3業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」に記載の業務のうち、ランプサム（一括総額請負）型の対象となる業務があれば、プロポーザルにて提案してください。提案にあたっては、当該対象業務の前提条件となる設計条件（測量結果、自然環境条件、設計基準、関係機関等との調整状況等）と想定される成果品（報告書／設計図面（案）／技術仕様書（案）等）の提示をお願いします（「業務実施の基本方針等」の「運営面での方針」に記載願います）。当該対象業務の経費については、可能な範囲で詳細な経費内訳とその考え方の根拠の提示をお願いします（見積書に添付願います）。

ランプサム（一括総額請負）型での提案のあった業務について、契約交渉にて業務の内容や見積もり金額の妥当性につき協議を行い、合意が得られた場合、当該対象業務について、ランプサム（一括総額請負）型で実施することとします。

なお、ランプサム（一括総額請負）型とした業務についても、設計条件の大きな変更があった場合は、契約変更の対象となります。

以上



別紙2：

なお、今回の企画競争においては、業務の一部をランプサム（一括総額請負）型とする提案を求めていきます。ランプサム型として提案する業務については、要員計画の提示を不要とします。ただし、当該（一部）業務にかかる質の確保等を行う上での「実施体制」（当該（一部）業務に責任を持つ技術者や品質確保のためのチェック体制等）については、記述をお願いします。

以上



### 第3 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. 本業務の背景

フィリピンは世界で最も自然災害の多い国の一である。中でも、マニラ首都圏は1千万人以上が居住するフィリピンの政治、経済、文化の中心地であるが、沿岸低地地域のため台風等の影響を受けやすく、同地域の経済・社会活動は洪水により深刻な影響を受けてきた。フィリピン政府は洪水及び排水対策の計画策定やそれに基づく事業実施など、過去50年以上に亘り継続的にこの課題に取り組んできているが、いまだ計画の実施途中段階にあり、マニラ首都圏は十分な洪水対応能力を備えていない。さらに、近年は気候変動の影響により台風等による洪水リスクは増大しているといわれている。例えば、2009年の台風オンドイでは、180年に一度といわれる降雨がマニラ首都圏全体に大規模な洪水・内水氾濫をもたらし、甚大な経済的・人的被害が生じた。よって、マニラ首都圏の中心部を貫流するパシグ・マリキナ川の洪水対策は、従前にも増してフィリピン政府の重要な課題となっている。

これに対しJICAはマニラ首都圏において、1988年から1990年にかけて「マニラ首都圏洪水対策計画調査」を実施し、特に緊急度の高い事業の一つとしてパシグ・マリキナ川の洪水対策「パシグ・マリキナ川河川改修事業」を取り上げ、フィージビリティ調査を実施した。その後、旧国際協力銀行（旧JBIC）の案件形成促進調査（SAPROF：1998年実施）を経て、4つのフェーズに分けて事業を実施する方針とした。フェーズⅠ（詳細設計）（L/A調印1999年）、フェーズⅡ（L/A調印2007年）、フェーズⅢ（L/A調印2012年）は完了済である。フェーズⅢは2018年3月に完了し、続くフェーズⅣについては、フィリピン政府作成の「Definitive Plan Report<sup>1</sup>」及び「Implementation Program<sup>2</sup>」に基づきマリキナ川中流部の河川改修、マリキナ堰（Marikina Control Gate System: MCGS）（以下、「MCGS」という。）及びマンガハン放水路沿いの逆流防止水門2門（カインタ川、タイタイ川）の建設が計画されており、JICAは、2018年9月にフィリピン政府と協議を行い、本邦技術活用条件(STEP)による本円借款事業の詳細設計及び本体事業の実施を予定している。

本業務は、2018年11月6日にJICAと公共事業道路省（Department of Public Works and Highways: DPWH）（以下、「DPWH」という。）の間で署名された合意文書（Agreement）及び円借款審査での合意事項に基づき、本円借款事業にかかる詳細設計（案）及び入札図書（案）、非構造物対策に係る計画（案）等の作成を行うものである。

#### 2. 円借款事業の概要

本詳細設計の対象となる円借款事業の概要は以下のとおり。

- (1) 案件名： パシグ・マリキナ川河川改修事業（フェーズⅣ）
- (2) L/A署名日： 2018年12月（予定）
- (3) 借款上限金額： 37,905百万円（プロジェクト全体 69,095百万円）
- (4) 事業内容： 以下の構造物対策及びコンサルティング・サービスを実施するものである。

<sup>1</sup> Supplemental Agreement No.1 for the Consulting Engineering Services for Assistance to Procurement of Civil Works and Construction Supervision on the JICA-Assisted Pasig-Marikina River Channel Improvement Project, Phase III (PH-252) Upper Marikina River Channel Improvement Works (PMRCIP Phase IV and Phase V) Definitive Plan Report (March 2015), DPWH

<sup>2</sup> Implementation Program For Pasig-Marikina River Channel Improvement Project, Phase IV (DPWH, 2018年)

内容	改修区間等
マリキナ川の改修（築堤、鋼矢板打設、浚渫） (フェーズⅢの上流端からマリキナ橋下流端まで)	約 8.0km
MCGS建設	1 門
マンガハン放水路における逆流防止水門の建設 (カインタ川、タイタイ川)	2 門

- ・コンサルティング・サービスの内容：  
入札補助、施工監理、非構造物対策計画策定・実施支援、環境管理・モニタリング補助、住民移転支援・モニタリング等

(5) 対象地域

マニラ首都圏（マリキナ川、マンガハン放水路）

(6) 実施機関、関係官庁・機関

実施機関：公共事業道路省（Department of Public Works and Highways : DPWH）

関係官庁・機関：

マニラ首都圏開発庁（Metro Manila Development Authority: MMDA）

関連地方自治体（Local Government Units: LGUs）

情報局（The Public Information Agency: PIA）

環境・天然資源省（Department of Environment and Natural Resources: DENR）

市民防衛局（Office of Civil Defense : OCD）

気象天文庁（Philippine Atmospheric, Geophysical and Astronomical Services Administration : PAGASA）

国家住宅庁（National Housing Authority: NHA）

国家経済開発庁（National Economic and Development Authority : NEDA）

財務省（Department of Finance）

なお、関係官庁・機関と受注者との調整は DPWH が行うこととなる。

### 3. 業務の目的

フィリピン政府の要請に基づき、JICA が支援する円借款事業「パッシグ・マリキナ川河川改修事業（フェーズⅣ）」（以下、「本事業」という。）に活用するための詳細設計（案）及び入札図書（案）の作成を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、DPWH と JICA との間で合意された詳細設計にかかる合意文書に基づき実施されるものである。受注者は「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」に留意しつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 業務の段階分け

本業務は、基本設計及び詳細設計の二段階に分けて実施する。基本設計では、既存資料のレビューを基に、必要に応じて補足調査を実施、その上で自然条件調査及び基本設計を実施し、実施機関及び JICA と協議の上、事業内容・規模を調印済みの L/A の範囲内で整理する。詳細設計段階では、基本設計で整理された事業内容に基づいて、主としてフィリピン政府との協議を踏まえつつ、円借款事業の詳細設計を実施するものとする。

## (2) 円借款事業の調達条件

本業務で実施する基本設計及び詳細設計においては、以下の、本業務の対象となる円借款事業の調達方法・条件を踏まえて実施するものとする。

### ① 調達条件：

主契約：日本タイド（本邦技術活用条件（STEP））

下請け契約：一般アンタイド

### ② 原産地ルール：

日本からの資機材及び本邦企業が提供する役務の調達比率が本体契約総額の30%以上

### ③ 調達方法：

国際競争入札（資格審査一体型）

## (3) 成果品のフィリピン政府実施機関に対する使用権譲渡

上述「3. 業務の目的」に記載のとおり、本契約にて作成される成果品のうち、入札・契約関連業務に必要な成果品（詳細設計図、技術仕様書等を含む。以下、「詳細設計資料」という。）については、円借款が供与されているパッシグ・マリキナ川河川改修事業（IV）における施設建設の入札・契約関連業務に活用される予定であるため、発注者に引渡された後、発注者からフィリピン政府実施機関に対し、以下に示す使用権が譲渡されることとなる。

① 「詳細設計資料」を利用して建設物を完成すること。

② 上記の目的及び上記建設物の増築、改修、修繕、模様替え、維持、管理、運転、広報等のために、必要な範囲内で成果品を複製し、または変形、翻訳、改変その他修正すること。

## (4) 瑕疵担保責任

上記（3）のとおりフィリピン政府実施機関が「詳細設計資料」を使用することとなるため、「詳細設計資料」に瑕疵があった場合、契約書約款に規定される瑕疵の修補や損害の賠償はフィリピン政府実施機関が、JICAへ通知をした上で、受注者に直接請求することをJICAとフィリピン政府実施機関の間で合意している。ただし、請求額の上限を本契約の契約金額としている。

業務の開始にあたって、受注者は、フィリピン政府に対して合意文書（Agreement）の記載内容を順守する旨のレターを送付することとする。

## (5) 入札図書（案）の作成

円借款事業における調達実施は、JICA 円借款事業調達ガイドライン（2012年4月）に従う必要があり、入札図書はJICA 標準入札書類の使用が求められている。

資入札図書（案）の作成にあたっては、上記ガイドライン第4.01条に基づき、JICA 標準入札書類からの変更は最小限に留めること。また、施主及び受注者の権利・義務におけるリスクと責任のバランスがあるので、特記契約条件書は最小限とすること。

なお、本事業に関しては、国際競争入札（資格審査一体型）を想定している。

入札図書（案）については、（実施機関）のレビュー・承認後、円借款契約に基づくJICAへの同意申請が行われるため、同意申請時点の手戻りを予防するため、それぞれ作成の初期段階から適宜JICAの確認を経ることとする。

## (6) 技術委員会の設置

本事業で建設される施設の運営・維持管理を適切に行うことができるよう、フィリピン側実施機関は本詳細設計業務に関して、受注者と共に業務を行う職員を配置予定である。受注者は、当該職員を基本設計及び詳細設計の過程に十分巻き込み、内容に対する実施機関の理解を促すこととする。

また、フィリピン政府実施機関が「詳細設計資料」を使用することが想定されているため、本業務実施過程においても、逐次フィリピン政府実施機関の詳細設計内容にかかる理解と同意を得ることが極めて重要となる。このため、フィリピン政府実施機関を中心として、詳細設計の技術的内容を検討する技術委員会を設立し、技術的確認を行うこととしている。

受注者は、フィリピン政府実施機関が設立する技術委員会と協議し、業務実施過程における同委員会の開催頻度、時期、運営方法などについて合意する。受注者は、同合意に基づき開催される委員会において、設計の進捗状況、技術的検討内容等を十分説明し、その都度同委員会の技術的確認を得る

こととする。

一方、JICA 内においても基本設計及び詳細設計の技術上の品質確保を目的として、検討会を設置予定である。受注者はフィリピンでの技術委員会に先立ち、検討会において、業務実施過程についての報告を行い、技術的な助言を得ることとする。

なお、受注者は、検討会の実施支援を行うものとする。

#### (7) 照査の実施

受注者は照査技術者を定めたうえで照査を実施し、発注者に対して報告を行う<sup>3</sup>。照査項目等詳細については、日本で使用されている各種照査ガイドライン等を参考に、海外／途上国で実施される建設事業であることを考慮しつつ、本業務開始後に受注者が提案すること。

#### (8) 環境社会配慮・貧困削減への寄与及び社会開発への配慮

##### ① 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）に掲げる河川・砂防セクター及び影響を及ぼしやすい特性（大規模非自発的住民移転）があることから、同ガイドラインに基づく「カテゴリーA」に分類される。基本設計及び詳細設計に沿って、補足版環境影響評価報告書（Supplemental Environmental Impact Statement: EIS）及び住民移転計画（Resettlement Action Plan: RAP）をレビューし、補足版 EIS 及び RAP を更新する。そのために、以下の点について特に留意することが必要である。

- イ) 環境ベースラインの更新及び樹木伐採の影響・対策の明確化
- ロ) 浚渫土の処分方法・処分場所の確認と許認可取得支援
- ハ) 非正規住民の移転計画及び生計回復支援プログラムの詳細化を含む RAP の修正・更新
- ニ) RAP を効果的に実施するための実施機関及び関係機関の協力体制の形成
- ホ) 環境及び RAP モニタリング

##### ② 貧困削減促進

本事業を通じた失業中の周辺住民の工事における優先雇用等、貧困削減促進のための取り組みを行う必要がある。このため、本業務を通じて、対象地域周辺の貧困層の雇用対策等も確認する必要がある。

##### ③ 社会開発の促進

非構造物対策（ハザードマップ等）の計画策定に際しては、ジェンダーや多様性、障害者への配慮を行うこと。

##### ④ 労働環境への配慮

本体工事に動員される予定の労働者及び周辺環境への HIV/AIDS 対策に関し考慮すること。

#### (9) 本邦技術の活用

本事業では本邦技術を活用する予定である。具体的には、大都市の中心部における事業であること、及び地盤の特性から、ハット型鋼矢板+H 型鋼工法及びウォータージェットバイプロハンマ工法（護岸工事の鋼矢板打設）を想定している。基本設計の過程において、他の工法との比較検討を行った上で、当該工法の妥当性を検証するものとする）。なお、本邦企業の技術活用等の検討に際しては、競争性確保にも配慮の上、本邦企業関係者より広く意見聴取を行うこと。

また、入札書類（案）等の作成にあたり、資格要件を検討する際は、入札の目的を達成しつつ、適切な資格要件を設定するよう留意すること。なお、本業務において、本邦企業向けの説明会（於 JICA 本部、最大参加者 30 名程度を想定）を予定している。説明会の日程、内容について発注者と調整の上、実施すること。

#### (10) ソフト面の支援

本事業は河川氾濫等が大規模な経済的・人的被害につながるマニラ首都圏中心部の洪水対策事業であるため、ハード面（構造物対策）のみならず、ソフト面（非構造物対策の計画策定・実施支援等）

<sup>3</sup> 照査の範囲については、プロポーザルで提案すること。また、照査にかかる発注者への報告頻度についても、プロポーザルで提案すること。

も一体的に実施することとしている。また、大規模住民移転が想定されることから、本業務を通じて関連機関との連携強化を促すと共に、住民協議や、事業実施中のインフォメーション・キャンペーン等により、被影響住民を含むステークホルダーの理解促進を図る必要がある。そのため、フェーズⅢでの活動内容の評価をした上で、より実効性のある計画を提案するものとする。

#### (11) 洪水対策委員会の支援・能力強化

本事業の実施に際しては、住民移転、運営／維持・管理等において関連政府機関間の連携が不可欠である。このため、フェーズⅢにおいて、洪水対策委員会（Flood Mitigation Committee）（以下、「FMC」という。）を立ち上げている。本事業を実施するにあたり、FMC の体制及びその活動について、実態と照らし合わせて、必要な見直しを検討・提案するものとする。その上で、活動を行うにあたり、関係者の能力強化、連携強化支援を行う。

#### (12) 計画策定上の留意点

##### ① 計画高水位

パッシグ・マリキナ川沿いには多くの施設が整備されており、計画高水位の設定にあたっては河道計画立案の基本である以下の点を主に考慮して設定されており、今後も計画高水位を変更することはないと位置づけである。

- 既設構造物（橋梁、排水施設、港湾・舟運施設など）への影響を出来るだけ少なくする。
- 背後地盤の高さを考慮し、堤防嵩上げする場合にも出来るだけ背後地盤と計画高水位の水位差を少なくし、万が一堤防が破堤してもその影響が大きくならないようとする。
- 出来るだけ既往の洪水実績水位以下に収める。
- 河口部出発点の計画高水位は、マニラ湾の海岸・港湾施設の計画基準となっている朔望平均満潮位を適用する。

ただし、2009年の台風オンドイを踏まえ、2012年に世界銀行（以下、「世銀」という。）がマスターplanの見直し、更にJICAは2014年に「マニラ首都圏治水計画情報収集・確認調査」によって計画高水流量の見直しを実施している。当該調査結果等を踏まえ、パッシグ・マリキナ川流域の計画高水流量を本業務にて最終化すること。

##### ② 計画河川平面形

パッシグ・マリキナ川沿いは古くから都市開発が進められてきた結果、川沿いに家屋、商業施設、工場、港湾・舟運施設などが密集して張り付いており、河道の拡幅はこれらの既存の家屋、商業施設、工場、港湾・舟運施設などの大規模な取り壊しなしには、ほぼ不可能な状態となっている。この状況に鑑み、Definitive Plan Reportでは、実現可能な案として、出来るだけこれら既存の家屋、商業施設、工場、港湾・舟運施設への影響を極力抑える形での平面形をセットした。このため本来スムースな曲線での平面形が洪水のスムースな流れを助長するのに対し、ある程度凹凸部のある平面形にならざるを得ない状態となっている。

ただし、この平面形についても、この本詳細設計で設定された平面形が基本的にパッシグ・マリキナ川のほぼ最終的な平面形であり、今後この平面形は変えるということがないという位置づけのもとに取り扱われることになる。

##### ③ 計画堤防余裕高

DPWHの基準により、マリキナ川の計画堤防余裕高は、計画流量に基づき 1.0mとする。

#### (13) 入札支援・施工監理コンサルタントへの引継ぎ

入札支援・施工監理コンサルタントは本円借款事業においてDPWHにより調達される予定である。コンサルタントは、入札支援及び施工監理段階で必要な各種データを留意事項とともに整理し、入札支援・施工監理コンサルタントへの引き継ぎ資料を作成すること。

### 6. 業務の内容

#### <調査の準備>

##### (1) 業務に必要な基本データの収集分析

JICA 及びフィリピン政府が実施した先行調査の結果を十分踏まえた上で、調査実施に必要な以下の情報を、再度確認・分析する。

- ① Definitive Plan Report
- ② Implementation Program
- ③ フィリピン国 マニラ首都圏治水計画情報収集・確認調査（JICA、2014年）
- ④ Master Plan for Flood Management in Metro Manila and Surrounding Areas（世銀、2012年）
- ⑤ 法制度、基準、ガイドライン等の確認
  - ・ 環境、EIAに関する法律、規制及び環境基準等
  - ・ 用地取得及び住民移転にかかる法律、基準、ガイドライン等
  - ・ 河川改修に係る設計基準
- ⑥ 関係官庁・機関の現状
  - ・ 関係機関の組織、権限、人員構成、予算状況、保有機材状況、事業実施状況、技術水準等
  - ・ それぞれにかかる将来計画等
- ⑦ その他
  - ・ 事業費、財務に関する資料
  - ・ 入札手続き、契約条件等の資料
  - ・ 建設単価（建設材料、労務及び機械の国内/輸入市場及び経済価格、国外調達先、調達可能量、運搬距離、国内輸送費等）に関するデータ

#### (2) インセプション・レポートの作成・協議

上記(1)の収集・分析に基づき、本業務の基本方針、項目と内容、工程、手順、実施スケジュール及び実施体制等の調査計画（環境社会配慮、住民移転及び非構造物対策を含むものとする。）を作成し、これらをインセプション・レポートに取りまとめる。

発注者の了解を経た後に、フィリピン側関係機関に対し、インセプション・レポートを説明・協議及び協議し、その内容、特に設計対象範囲及び基本的な設計仕様／設計条件について合意を得る。また、技術委員会の構成及び設立状況を含む、本業務のフィリピン側の実施体制を確認する。

#### (3) 自然条件調査

基本設計及び詳細設計にて必要な精度を確保するため、以下の自然条件調査<sup>4</sup>を実施する。なお、下記調査は、現地再委託にて実施することを認める。また、現地再委託業務については別見積もりとする。

- ① 測量基準点の設定
- ② 河川中心線測量 1本
- ③ 河川横断測量（50mピッチ） 約160箇所を想定
- ④ 地形測量
- ⑤ 地質・地盤調査 約40箇所を想定
- ⑥ 樹木調査
- ⑦ 浚渫土砂の底質検査（Toxicity Characteristic Leaching Procedure: TCLP 試験および elutriate 試験）<sup>5</sup>
- ⑧ 浚渫土砂の粒度分布調査

#### <基本設計及び詳細設計>

##### (4) 基本設計

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、円借款対象事業に関する基本設計を行う。基本設計実施の目的は、基本設計に引き続き実施される詳細設計において、フィリピン側実施機関及びJICAとの間

<sup>4</sup> 調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、プロポーザルで提案すること。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルにて提案すること。

<sup>5</sup> TCLP 試験は米国の試験法であり、一般廃棄物と産業廃棄物が 19 : 1 の比率で混合埋立された際に生じる有機酸と廃棄物との接触を想定しており、溶出液として有機酸を用いることを検討している。また、elutriate 試験は浚渫工事における浚渫土砂から周辺の水域への重金属等の溶出の程度を把握するための試験であり、溶出液には、対象水域から採取した水を用いる。

で、不必要的後戻りを避けることを目的として実施するものである。Definitive Plan Report 及び Implementation Programにおいて、相当程度の設計が行われていることから、基本設計の実施に当たっては、これらを踏まえたうえで、効率的な作業とすること。

また、すべての施設の基本設計を完了させなくとも、フィリピン側実施機関及び JICA の確認を得て、一部施設の詳細設計業務が開始できる場合であって、かつそれが全体業務の効率化・迅速化につながる場合には、積極的にそのような工夫を行うこととする。

基本設計には最低限以下の項目を含めるものとする。

① 基本設計方針の設定（設計基準など）

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応方針を整理し、現地の関連設計基準に合致した設計方針を設定する。ただし、国際競争入札に適うよう配慮するためには、場合によっては同基準を上回る国際基準に合わせた設計もあり得るところ、実施機関と協議の上、決定する。

なお、協議にあたっては、5. (12)①を踏まえ、本事業を含むパッシグ・マリキナ川の計画高水流量の最終化も併せて行うものとする。

② 基本設計

上記方針を踏まえ、対象事業に関する基本設計を実施する。なお、既往調査からの時間経過を踏まえ、最新の現地状況に更新を行うこと。

なお、Implementation Programにおいて、下記項目が追加・変更になっているため、特に留意すること。

イ) マリキナ橋右岸の構造物対策

ロ) MCGS の施工計画

ハ) 逆流防止水門 2 門の建設

③ 概略事業費

対象事業に関する概略事業費及び維持管理費を積算する。概略事業費の積算は、以下の費目を含むものとする。

イ) 建設工事費

ロ) 施工監理費

ハ) その他必要経費（予備費、税金等）

(5) 基本設計報告書の作成・説明及び協議

上記の調査・検討結果を基本設計報告書としてとりまとめる。報告書の内容及び円借款の L/A の条件・範囲を踏まえた詳細設計の対象範囲・内容について、発注者及び検討委員会の了承を経た後に、実施機関、技術委員会と説明・協議する。

(6) MCGS 設計のための水理模型実験

自然条件調査及び基本設計を踏まえ、MCGS の水理模型実験<sup>6</sup>を計画し、発注者の了解を経た上で、実験を実施し、施設の安全性・合理性を検証するものとする。なお、実施にあたっては、本事業の施工期間中の安全対策も検討すること。

(7) 詳細設計

基本設計の協議の結果合意された詳細設計対象事業内容に関する詳細設計<sup>7</sup>を行う。詳細設計には最低限以下の項目を含めるものとする。

① 詳細設計

合意された対象事業内容に対して、以下の文書（入札図書の Section VI. Works Requirements に当たるもの）を作成する。

- Scope of Works
- Specification
- Drawings
- Supplementary Information

<sup>6</sup> 設計の精度・仕様については現時点の想定をプロポーザルに記載するものとする。

<sup>7</sup> 設計の精度・仕様については現時点の想定をプロポーザルに記載するものとする。

## ② 施工計画の策定

基本設計及び水理模型実験結果を踏まえ、工事用道路・施工ヤードや仮設備（事務所、宿舎、電気、給水、衛生等、土取り場、浚渫土砂を含む建設発生土の仮置き場）等建設計画を含む、施工計画を策定する。なお、施工計画の策定にあたっては、フィリピンの労働法規、規則、現地での土木作業に対する規制、気候条件等に留意する。また、工事中の安全対策、断水対策、騒音、振動、煤塵、交通渋滞等について十分配慮の上、必要な対策を検討する。

なお、建設発生土の仮置き場や施工・仮設ヤード等、必要な土地が確保されるよう、実施機関の支援を行うものとする。

## ③ 資機材調達計画の策定

本事業が STEP 案件であることを鑑み、JICA 借款契約の調達条件を遵守しつつ、資機材調達計画を策定する。

## ④ 事業パッケージ

本事業が STEP 案件であることを鑑み、本邦企業の意見聴取を行った上で、パッケージ分けを検討する。

## ⑤ 事業費の積算

上記①～④を踏まえ、工事費の積算を行う。単価の算定にあたっては、フィリピン側実施機関と積算の前提条件、根拠、間接費等について十分に協議する。また、JICA は、詳細設計段階の積算について審査を行う。受注者は、協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）を参照して工事費の積算を行う。単価については必ずしも一位代価方式であることを前提としないが、工種レベル等については、詳細設計段階の積算であることに留意して積算する。

なお、積算業務の着手にあたっては、その積算手法、積算条件等を設定し、発注者の確認を得ることとする。<sup>8</sup>

## (8) 入札図書（案）の作成

上記の詳細設計の内容に基づき、入札図書（案）を作成する。これら入札図書（案）は、フィリピン側関係者と十分説明・協議し、内容を確定すること。

- Invitation for Bids (ITB)
- Section I. Instructions to Bidders (ITB)
- Section II. Bid Data Sheet (BDS)
- Section III. Evaluation and Qualification Criteria
- Section IV. Bidding Forms （数量計算書（Bill of Quantities）を含む。）
- Section V. Eligible Source Countries of Japanese ODA Loans
- Section VI. Works Requirements
- Section VII. General Conditions (GC) 標準約款を使用
- Section VIII. Particular Conditions (PC)
- Section IX. Annex to the Particular Conditions – Contract Forms

## (9) 詳細設計の照査

設計計画（設計方針及び設計条件等）、設計図、数量計算、技術仕様書等を含む詳細設計内容に対し、照査技術者による照査を行う。照査は、照査技術者が作成した照査計画に基づき、設計業務の節ごとに行う。照査計画では、照査の時期や項目等を設定することとし、照査項目については、日本国内で活用されている各種照査ガイドライン等を参照して設定するものとする。<sup>9</sup>なお、後述のドラフト・ファイナル・レポートに関する協議およびフィリピン側からのコメントにより、詳細設計内容に修正が生じた場合、修正内容に対する追加の照査も業務に含むものとする。

## <環境社会配慮>

(10) コンサルタントは JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）（以下、「JICA 環境ガイドライン」。）に従い行われるよう、詳細設計（案）、入札図書（案）、環境マネジメントプラン（EMP）および環境モニタリングプラン（EMoP）の準備の過程において十分な環境社会配慮を

<sup>8</sup> 共通仕様書第 16 条第 2 項参照。

<sup>9</sup> プロポーザルでは、本業務における照査計画を提案すること。

行う必要がある。そのために、以下の対応を行う。<sup>10</sup>

- ① 環境影響報告書（EIS）（Supplemental EIS も含む）、EMP 及び EMoP のレビュー、並びに、詳細設計や施工計画の進捗を踏まえた改訂・更新を行う。
- ② 上記レビュー結果に沿って、最新のベースライン情報の収集を行い、Supplemental EIS、EMP 及び EMoP の更新を行う。特に大気質、水質（表流水、地下水）、騒音、振動、土壤、底質等の生活環境項目、伐採やその他影響が想定される樹木の調査、陸生・水生動物相の調査を含む。伐採予定の樹木を特定し、伐採数や樹種を記録する。騒音・振動等については、事業対象地周辺の学校や病院、公的施設等の配慮が必要な施設の有無を確認する。
- ③ ラグナ湖周辺のステークホルダーを対象に実施された、もしくは実施されるステークホルダー協議の開催、並びに協議結果の取りまとめの支援。また、必要に応じてその結果を Supplemental EIS、EMP、EMoP 等に反映するための支援。
- ④ 工事に伴う樹木の伐採及び植樹に係る許認可を得るための DPWH の支援。
- ⑤ DPWH が EIS（Supplemental EIS も含む）および ECC に応じた EMP および EMoP の準備への支援。特に、EMP の適切な実施に必要とされる廃棄物管理計画等の策定の支援や、騒音・振動対策を再確認し、詳細設計や施工計画等に反映させるための支援を含む。
- ⑥ 建設請負業者によって行われる環境配慮の数量明細書（BOQ）を DPWH が作成するまでの支援。
- ⑦ ECC で述べられている、本事業を実施する上での諸条件の遵守状況をモニターし、必要に応じて DPWH や建設請負業者に環境上の緩和策を提案すること。
- ⑧ EIS の環境応諾証明書（Environmental Compliance Certificate: ECC）に沿って DPWH が浚渫土砂の処分許可を得るための支援。特に、浚渫土砂の汚染の有無が確認された上で処分がなされるための DPWH への支援。
- ⑨ DPWH が浚渫土砂の処分場について環境影響評価（あるいは初期環境影響評価）を行うに際して準備への支援。特に、処分場での土砂からの周辺環境への汚染が回避・緩和されるための支援。
- ⑩ DPWH が EMP 及び EMoP に沿ってモニタリングを行えるよう、DPWH 職員に対する研修の機会の提供。必要に応じて、事業の特性に合わせた陸生・水生生物モニタリングの方法を支援する。
- ⑪ Supplemental EIS、EMP 及び EMoP を踏まえて、環境社会配慮上必要な技術的仕様を詳細設計や入札図書（案）に反映する。
- ⑫ フィリピン側に JICA への提出が求められている環境モニタリング報告書（四半期毎/所定のフォームあり）を DPWH が作成する際の支援。また、Project Status Report 上の環境社会配慮上の確認状況の報告について DPWH を支援。
- ⑬ 調査期間中の取組を環境社会配慮報告書として最終的に取り纏める。

#### 〈住民移転計画〉

- (11) 本事業では、マリキナ川沿いの事業主並びに非正規住民（Informal Settler Families: ISFs）の移転を伴う他、MCGS の稼働によりマンガハン放水路の両岸を占拠する ISFs の移転を伴うため、それぞれ住民移転計画（Resettlement Action Plan : RAP）が作成されている。本事業による移転は、本業務終了後に具体的な手続きが実施される計画であるが、受注者は DPWH がマリキナ川及びマンガハン水路の 2 冊の RAP が透明性の高いプロセスを通じて改訂・更新されるよう DPWH を支援すること。特に、事業によって直接影響を受ける住民（Project Affected Families: PAFs）や DPWH その他関係機関（住宅公社（NHA）等の政府機関や各市町行政機関等）との調査や協議を通じて業務を行う。なお、最終版の RAPs は、本業務終了後に策定承認される予定であるが、可能な限り RAPs の更新について DPWH を支援する。

具体的には以下の対応を想定<sup>11</sup>している。

<sup>10</sup> 環境社会配慮関係の業務については、業務量の確定が難しいことから、プロポーザルでの提案に基づき、契約交渉の上、契約締結時点での想定業務量を確定させることとする。

<sup>11</sup> 住民移転関係の業務については、業務量の確定が難しいことから、プロポーザルでの提案に基づき、契約交渉の上、契約締結時点での想定業務量を確定させることとする。

- ① 現行の RAPs（2 冊の住民移転計画）のレビューを行い、詳細設計及び施工計画の進捗を踏まえつつ改訂・更新を支援する。特に現行の RAPs では不足している以下の ISFs の移転に係る手順や情報を含む具体的な実施計画を策定し、RAPs を改訂・更新すること。
  - イ) 移転先地の確保及び移転地住宅等の施設整備の設計
  - ロ) 移転支援及び引っ越し支援の内容
  - ハ) 移転に係るローン額の設定や返済計画（Amortization Schedule）の内容
- 二) 生計収入回復プログラムの内容
- 木) その他特別な配慮の内容
- ヘ) 住民参加計画（Stakeholder Engagement Plan）の内容
- ト) 実施スケジュールの精査
- ② RAPs の実施体制について、これまでの協議の進捗を踏まえつつ、DPWH や関係機関の役割や責任関係が明確化されるよう支援し、改訂・更新版 RAPs に反映する。
- ③ RAPs の準備に際して得られた、PAFs（事業によって直接影響を受ける住民）についてのあらゆるデータや情報を収集、レビューし、必要な補足調査を行い、その結果を改訂・更新版 RAP に反映する。また、最終版 RAPs 作成前に実施される Parcellary Survey（センサスや財産調査等の社会経済調査）の実施計画を準備する。
- ④ マリキナ川沿いの事業主の移転（部分的・全般的）について、収入や将来的なビジネス機会の損失が生じないよう、補償や移転の実施計画を策定するよう DPWH を支援しつつ、施工計画等にも反映する。損失が生じる場合、当国法令及び JICA 環境ガイドラインに沿った補償や支援が提供されるよう改訂・更新版 RAPs に反映する。
- ⑤ PAFs の移転前後に必要とされる具体的な生計回復支援プログラムの作成支援を行い、改訂・更新版 RAPs に反映する。
- ⑥ DPWH や関係機関によって実施される下記作業の実施支援を行い、改訂・更新版 RAPs に反映する：
  - イ) ケソン市、カインタ町、タイタイ町の移転先地の選定作業（特に工事スケジュールに間に合うよう助言・支援を行う）
  - ロ) 各市町の ISFs の移転の具体的な実施計画の策定（移転先地選定、移転地整備計画、移転準備、移転作業、移転前後の生計回復プログラムの手順等の必要な計画）
  - ハ) これら作業に関する各市町の実施状況のモニタリング
- ⑦ DPWH や関係機関による PAFs との定期的な住民協議や説明会の開催を支援し、RAPs の改訂・更新作業の進捗や移転の実施スケジュール、工事スケジュール等を説明した上で、移転や生計回復プログラムに関する PAFs のニーズ等を改訂・更新版 RAPs に反映する。
- ⑧ 詳細設計段階の DPWH の RAPs 改訂・更新作業をモニタリングする。
- ⑨ DPWH が RAP に記載されているモニタリング計画に基づき、所定のフォームを用いて作成する住民移転についての報告書（JICAへの提出が四半期毎に求められている）を DPWH が準備する際の支援を行うこと。また、Project Status Report 上の環境社会配慮上の確認状況の報告について DPWH を支援。
- ⑩ パッシグ市における ISFs の住民移転は、本事業の RAPs の移転計画のスコープには含まれていないが、JICA 環境ガイドラインの目的とのかい離がないことを確認する必要があるため、パッシグ市の移転実施状況について情報収集やモニタリング確認を行うよう DPWH を支援する。特に、工事スケジュールに影響が及ばないよう早期の移転が完了するよう DPWH とパッシグ市間の協議を支援する。
- ⑪ 改訂・更新版 RAPs については、適宜 JICA にも共有し、業務終了前に DPWH に提出する改訂・更新版 RAPs に JICA のコメントを反映する。改訂・更新版 RAPs は、DPWH との協議、確認を経て業務終了時に JICA に提出すること。
- ⑫ 調査期間中の取組を住民移転得計画確認結果の報告書として最終的に取り纏める。
- ⑬ 以下の作業が、本業務終了後に実施されるよう、DPWH や関係機関の意識啓発や準備作業を支援する。
  - イ) DPWH や関係機関によって実施される Parcellary Survey（センサスや財産調査等の社会経済調査）や ISFs の Qualification/Census Tagging（再センサス）によって得られる、PAFs についてのあらゆるデータや情報を収集し、PAFs のリストや損失額のインベントリーの

作成を支援する。

ISFs の移転地整備計画の進捗を確認し、施工計画や工事スケジュールに沿った移転が実施されるよう、移転地の確保、施設設計、実際の移転手続きが計画・実施されるよう、DPWH 及び関係機関を支援する。

- 口) DPWH が補償を受ける資格を有す PAFs を特定し、かつ補償対象者のリスト及び各対象者への支払い明細を準備する際に支援をすること。移転後の PAFs の生活状況を DPWH がモニタリングできるよう、補償対象者の移転先については記録する。
- ハ) 補償額が移転コストと同等となることが確保されるよう、DPWH が補償額の算定を行う際に支援をすること。
- 二) DPWH が補償額の支払いを円滑に行えるよう支援すること。
- 木) マリキナ川沿いの事業主への負の影響が生じないようモニタリングしつつ、最終版 RAP の実施を支援する。
- ヘ) PAFs および透明性の高いプロセスで効果的に住民移転を行う際に巻き込むことが有益と思われる関係者（コミュニティや組織）に対して、事業や住民移転方針に係る情報共有や意見収集を目的とした住民協議や説明会の開催について DPWH を支援すること。特に、会合の周知方法、参加者範囲の特定、協議の議事録作成や参加者リストの作成やその他必要な配慮について支援を行うこと。
- ト) PAFs が実際に移転する際の支援を行うこと（住民が補償金や移転に伴う利益を享受する上で必要となる書類について情報提供をする等）
- チ) PAFs が、移転先での生活を円滑に営めるよう、PAFs の不平や不満等を聴取する機会を設けるとともに、必要であれば状況の調査や解決策について助言をすること。
- リ) 住民移転の状況をモニタリングし、適宜 RAP（住民移転計画）の改訂を行うこと。
- ヌ) パッシング市の住民移転の実施状況について情報収集やモニタリングを行い、必要に応じて DPWH とパッシング市間の協議や調整を支援すること。
- ル) 関係機関とともに、PAFs の生計回復に向けた必要な支援を行うこと。

#### ＜非構造物対策＞

- (12) ソフト面の支援として、フェーズⅢ対象エリアにおいて実施した以下の活動の評価を行う。その評価結果を基に本事業で実施する活動計画を作成する。<sup>12</sup>

##### 1) インフォメーション・キャンペーン

フェーズⅢ時の具体的な活動

- ① キャンペーン計画策定
- ② 広報活動等のツールの準備
- ③ コミュニティ単位の話し合いの実施
- ④ 公聴会の実施
- ⑤ 学校、市役所、バランガイオフィスを含むキャラバンオペレーション（巡回説明）
- ⑥ マスコミへの露出及び広報活動
- ⑦ 行政（国レベル、地方レベル）間の連携促進
- ⑧ キャンペーンの取組状況に関する、隔月報告書及び最終完了報告書の作成

##### 2) コミュニティにおける活動

フェーズⅢ時の具体的な活動

- ① コミュニティにおける防災への取組みを推進する地域リーダーの育成
- ② コミュニティにおけるインフォメーションセンターの設置
- ③ コミュニティにおけるハザードマップ作成

- (13) 洪水対策委員会に対する支援

フェーズⅢにおいて、本事業の実施機関と地方自治体等から構成される洪水対策委員会（FMC）が設立された。FMC は完成施設の維持管理業務や非構造物対策の導入と運営に関する促進・支援

<sup>12</sup> 特記仕様書に挙げた活動以外に、住民の洪水に対する理解を促進する方策があれば、プロポーザルで提案すること。

を役割とした調整機関である。本事業で支援を行う堰の運用ルールや維持管理計画等の策定については、流域関係機関での合意が必要なことから、流域における円滑な合意形成のために、FMC の活性化を支援するものとする。<sup>13</sup>

#### <技術移転他>

##### (14) 運営・維持管理計画（案）の策定

主な運営・維持管理項目を選定し、頻度・内容を整理し、運営・維持管理計画（案）を作成する。作成にあたっては、JICAと内容を協議し、必要な修正を行い、JICAの了解を経た後に、フィリピン側関係機関と協議、確認を行う。

##### (15) 堰等の運用・操作ルールの策定

受注者は、本事業で建設するMCGS及び、既設のNHCS、ロザリオ堰、世銀が詳細設計を進めているマリキナダム及び遊水池について、統合水資源管理の観点から、各洪水制御施設の統合運用・操作ルールの提案をDPWHに対して行う。また、その内容についてFMCにおいて合意形成を行うためのDPWHの支援を行うものとする。

併せて、DPWH及びMMDA、LGUs等、平常時・災害時の施設の操作・運用における各機関の役割・体制の検討を行う。なお、検討にあたっては、上流域に計画中のマリキナダムや遊水地等も考慮すること。

## 7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち(4)を部分払いのための成果品、(4)及び(6)を最終成果品とする。最終成果品の提出期日は、2020年4月中旬とする。なお、提出部数(JICAおよびフィリピンに対する)の合計は以下のとおり。()内は提出時期。

(1) 業務計画書 <sup>14</sup>	: 和文3部（簡易製本版）（2019年3月）
(2) インセプション・レポート (IC/R)	: 英文15部（簡易製本版）（2019年3月）
(3) 基本設計調査報告書	: 英文15部、和文3部（簡易製本版）（2019年6月）
(4) 入札図書（案）	: 英文15部（簡易製本版）及び 電子ファイル(CD-ROM)3枚（2020年1月）
(5) 照査報告書	: 和文1部（簡易製本版）（2019年8月及び2020年2月 <sup>15</sup> ）
(6) 詳細設計業務実施報告書	: 英文20部（製本）、和文10部（製本、要約のみ）及び 電子ファイル(CD-ROM)3枚（2020年4月）

本報告書には以下を含むものとする。

- 要約
- プロジェクトの概要（背景・経緯を含む。）
- 詳細設計にかかる基本方針（設計条件の設定）
- 自然条件調査結果
- 施工計画・資機材調達計画
- 工事費・事業費積算
- 詳細設計の概要（概略図面を含む。）
- 環境社会配慮関連業務の実施概要
- 住民移転計画関連業務の実施概要
- 非構造物対策関連業務の実施概要
- 添付すべき参考資料
  - ・工事数量計算書
  - ・工事費積算書

<sup>13</sup> 具体的な活動方針及び活動内容案については、プロポーザルで提案すること。

<sup>14</sup> (1)業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に既定する事項を記載するものとする。

<sup>15</sup> プロポーザルに基づき、契約交渉にて協議、決定する。

・事業費積算書

8. その他提出物

① 議事録

インセプション・レポートの説明・協議、その他詳細設計資料にかかる主要な先方政府との説明・協議については、議事録を作成し、発注者に提出する。

また、JICA が別途開催する各種会議における議題、出席者、質疑応答等について、議事録（A4 判、タイピング）を取りまとめたうえ、会議開催後 3 日以内に JICA に提出する。

② コンサルタント業務従事月報

共通仕様書第 7 条第 1 項第 2 号に規定する「コンサルタント業務従事月報」には、以下の情報をお記するものとする。

- 詳細設計業務の進捗情報
- 詳細設計業務以外（環境社会配慮、住民移転及び非構造物対策にかかるフィリピン側支援）にかかる進捗情報
- フィリピン側技術委員会の活動状況

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程

2019年2月下旬に業務を開始し、入札図書（案）の最終確認を2020年1月までに、詳細設計業務実施報告書の最終確認を2020年3月に実施することを想定する。

### 2. 業務量の目途及び業務従事者の構成

#### (1) 調査人月の目途：約 122M/M

なお、詳細設計の対象内容が確定した段階で、本業務人月についてJICA及びコンサルタントが協議し、必要が認められれば契約変更を行う。

#### (2) 業務従事者の構成

業務従事者の担当分野は、最低限以下を含むものとし、全体の構成についてはプロポーザルにて提案すること。なお、国内・現地の作業分担についても効率的な実施体制を提案すること。

- 業務  
① ま役／河川計画（2号）  
② 施設設計（河道計画）（3号）  
③ 施設設計（水門）（3号）  
④ 施設設計（低水護岸）  
⑤ 施設設計（排水工）  
⑥ 水理・水文解析  
⑦ 地質調査  
⑧ 測量  
⑨ 橋梁設計  
⑩ 排水計画  
⑪ 機械設計  
⑫ 電機設計  
⑬ 建築設計  
⑭ 通信設計  
⑮ 施工計画  
⑯ 積算  
⑰ 環境社会配慮  
⑱ 住民移転計画  
⑲ 組織・運営／広報  
⑳ 維持管理計画

#### (3) 照査技術者

詳細設計の業務従事者とは別に、照査技術者を配置する。なお、複数名の配置を可とし、調査人月は上記(1)の調査人月の目途に含む。

#### (4) ローカルリソース

ローカルリソースでの対応が有効である業務については、ローカルリソースの活用を想定している。人月の目途及び主な活用分野は以下を想定するが、ローカルリソースの活用方針、内容、人員構成、人月等について、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 人月の目途：83M/M程度
- 2) 想定される主な活用分野
  - ① 測量
  - ② GIS エンジニア
  - ③ CAD オペレータ
  - ④ 土質解析
  - ⑤ 施設設計
  - ⑥ 橋梁設計

- ⑦ 建築設計
- ⑧ 設計・積算
- ⑨ 組織・運営
- ⑩ 入札図書作成
- ⑪ 住民移転計画
- ⑫ 環境配慮
- ⑬ 土地鑑定
- ⑭ 広報

### 3. 参考資料

#### (1) 配布予定資料

- ・ Definitive Plan Report (DPWH、2015年)
- ・ Implementation Program (DPWH、2018年)
- ・ Master Plan for Flood Management in Metro Manila and Surrounding Areas (世銀、2012年)
- ・ 合意文書 (Agreement)

#### (2) JICA 図書館より入手可能な参考資料

- ・ フィリピン国マニラ洪水対策計画調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000023320.html>
- ・ フィリピン国マニラ首都圏治水計画情報収集・確認調査ファイナル・レポート  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015990.html>

### 4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

#### ・上記 第2 業務の目的・内容に関する事項 6.(3)に記載の自然条件調査

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。現地再委託業務は別見積もりとして提案すること。

### 5. その他特記すべき事項

#### (1) JICAと実施機関間の合意

JICAとDPWHは、本業務の実施にあたって、その枠組みを合意文書(Agreement)にて合意している。合意文書(Agreement)は、コンサルタントをも拘束する内容となっており、コンサルタントは、本業務の契約締結後、合意文書(Agreement)を遵守する旨、JICA及びDPWHに対して文書にて表明する。また、下記1)に関連し、本業務の成果品に起因/関連する損害についてDPWHがコンサルタントに対し賠償請求する場合、JICAが重ねて請求することを行わない。

##### 1) コンサルタントの責任

本業務及び本業務の成果品に起因する/関連する損害について、DPWHが責任を持つ。

ただし、本業務成果品に瑕疵があった場合、DPWHはコンサルタントに対し、修補及び瑕疵に起因する損害の賠償を以下の条件において直接請求できる。

- ① 請求の期限は、JICAがDPWHに使用権を譲渡した日から2年間とする。
- ② 請求の上限額は、JICAとコンサルタントの間の本業務契約額とする。

##### 2) 合意文書(Agreement)のステータス

合意文書(Agreement)は法的な文書であり、日本の法令によって所管される。

##### 3) 紛争の解決

話し合いで解決しない場合の係争は日本商事仲裁協会が管轄する。

#### (2) 賠償保険への加入

上記(1)に記載の賠償に備えるため、コンサルタントが賠償責任保険に加入することを認める。必要

な場合、コンサルタントは、このための保険料をプロポーザルにおける見積もりに含めること。

(3) 税金の取り扱い

本業務は、独立行政法人国際機構法 13 条 1 項 8 号が定める調査及び研究に位置付けられ、国際約束に基づく業務ではないことから、国際約束において免税を確保することは想定されておらず、原則税金も含めた形で契約、支払いを行うことを想定している。

(4) 複数年度契約

本業務については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(5) 業務評定の試行実施

本業務においては、国土交通省の「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について（平成 23 年 3 月 28 日付国官技第 360 号）」に準じた業務成績評定（テクリス）を試行します。試行であるため評定結果は受注者に通知しません。また、受注者にテクリスへの登録を求めるものではありません。

なお、JICA のコンサルタント等契約における実績評価は通常通り実施します。

([https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance_evaluation.html))

以 上